

A L P S 処理水の海洋放出中止を求める意見書

当議会は、令和2年6月22日に「東京電力福島第一原発汚染水の海洋放出に関する意見書」を提出し、廃炉作業完了に至る過程において、トリチウムを含む汚染処理水の海洋放出の判断には慎重を期し、長期地上保管の検討も含めるとともに、併せて全国民への安全性の科学的根拠を示し、風評被害への万全な対策を講ずるよう求めてきた。しかし、このような対応がなされないまま去る4月13日、A L P S 処理水の海洋放出が決定された。

世論調査では、多くの国民は処理水に関する理解が深まっていない状況にあり、風評への不安と政府、東京電力に対する不信感は増すばかりである。風評被害対策について具体的対策が示されず「万一、風評被害が発生した場合の損害賠償についても東京電力を指導する」との政府見解であるが、これまでの東京電力の賠償姿勢では不安・不信感を払拭することは到底できない。原発事故以来これまで、福島県内の農林水産業者をはじめ多くの事業者は、血のにじむような努力で風評被害払拭に取り組んできた。今後、トリチウムを含む処理水の海洋放出が実施されれば、再び風評被害が発生しこれまでの努力が水泡に帰してしまうことが懸念される。

このようなことから、海洋放出について政府として改めて全国民へ科学的根拠を示し、安全性に対する理解醸成と世論形成に全力で取り組み、風評被害を確実に抑え本県の全ての事業者が着実に復興進展する確信が得られるまで、A L P S 処理水の海洋放出を中止するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月22日

福島県伊達郡桑折町議会

(提出先)

内閣総理大臣

経済産業大臣

環境大臣

復興大臣

原子力規制委員会委員長